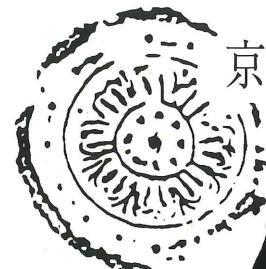


京都市文化観光資源保護財団



今報

88

NO.

2004. 10. 1

もくじ

—寄稿—

「イギリス傍観」

P 2

当財団文化財専門委員

武庫川女子大学教授

森谷冠久

—特集—

「京都の庭」(4)

P 4

—保護財団の活動—

P 13



イギリス傍観

森 谷 慶 久

わたしが京都市文化観光資源保護財団の文化財専門委員を拝命してから35年になる。ということは設立以来、ずっと続けてきたことになる。率直にいって、もうそんなになるのか、というのが感想である。

35年前、この財団が誕生した昭和44年は、京都市でそれまで13年間にわたって続けられてきた文化観光施設税・文化保護特別税が廃止になり、新しい出発が模索されており、さらに次の財源をめぐって議論がゆれている時期だった。この32社寺を対象とした課税は、かなり大きなもので最初の文化観光施設税は、8年間で実に6億6300万円に達している。次いで、延長された文化保護特別税では5年間で7億200万円という巨額なものだったのである。

もう三度目とはいかない、さてどうすべきかが課題となり、議論の中心となっていたが、そのなかで発想されたのが「日本版ナショナル・トラスト」であった。このナショナル・トラストはイギリスで1895年に、市民の自発的な寄付金によって結成された財団であったとされ、史跡と自然景観を保護するために活躍している団体であるという。これをモデルとして新しい方向が打ち出せないだろうか。

各方面からのサジェスチョンがあって、「京都市文化観光資源保護財団」が設立されることになった。全国の財界、文化人、団体に呼びかけて10億円の基金を集めようという仕掛けが構想されたのである。いまでは多くの人が

故人となっているが、文化界・財界の錚々たる人々が発起人の名につらねている。市民側の反応も予想以上に強く、早速100万円以上の寄付金が届けられる状況となった。発起人会発足は昭和44年10月13日、都ホテルで開催されたとある。「国民運動」にしようではないかという発起人会での熱気も報じられていた。

かくして、昭和44年12月、保護財団が発足、財団理事長には佐伯勇（当時近鉄社長）氏が就任して、活動がはじまった。この時、わたしも文化財専門委員会の一員に選ばれたのである。

それから20年以上も経過してからのことであるが、わたしは機会を得て、イギリスに行くことになった。その時に浮かんだのが前述したイギリスのナショナル・トラストの活動である。サッチャー首相の時代で、ようやく景気が恢復し、イギリス各地で新しい建設が始まっていた。ロンドンの泰晤士川沿いの著名なドックは、一時は見る影もないほどになっていたが、ようやくリフォームがはじまり、ちょっとした活況が見えはじめていた。

ナショナル・トラスト活動も沈滞から抜け出し、あちこちで活動をはじめていた。わたしは友人とともに、都市景観・自然景観・古城を見学するために歩き廻った。ナショナル・トラストは運河、ミル、カントリー・パブにいたるまで史跡的なものは保全するという立場であり、かなり大きな成功をおさめていた。

ついでに古城めぐりもおこなった。学生時代、

「西洋経済史」を学んで、イギリスが典型的な近代化を遂げ、資本主義社会=工業化社会をつくったと教えられた。そこでは封建制社会が見事に解体して、新しい社会が生まれたというふうに理解されていた。ところが、古城めぐりをしている間に、それがちょっと怪しい話であることがわかつてきたのである。

旧バイロン邸を訪ねたときだった。バイロンは19世紀前半の詩人として知られるが、ちょっと変わった貴族で、放浪の旅に出て、家をつぶしてしまった人である。バイロンの後、現在の貴族がその後をうけたのであるが、その土地が実に巨大だった。高速道路から十分ぐらい車で入らないと邸館に到着しないのである。広大な莊園がそのまま堂々と存続していた。周辺に小さな都市があったが「それも貸している」、高速道路にも「土地を貸している」との返事があり、われわれを驚かした。

主人が、先祖がつくった日本庭園を見てくれと言ったので、のぞいてみたが、灯籠があるだけで、とても日本庭園といえる代物ではなかった。どうも19世紀末に日本の職人を呼んでつくったものらしい。驚いたことにこの旧バイロン邸では、20世紀の極くはじめまで裁判権を行使していたらしいのである。「この川も私どものものです」と主人は言ったが、実に美しい川が流れていた。管理が行き届き、きれいな芝生の庭園にクジャクが数羽ゆったりと散歩していた。

友人と二人で「皮肉なものだなあ、旧体制をそのまま維持しているところが、きちんと保全されている」と話して顔を見合せた。イギリスが典型的な近代社会をつくったという話はウ

ソだったね、と帰宅後、西洋経済史家にたずねたら、彼はこともなげに、そうですよ、と言った。

わたしのイギリス観は、一挙に瓦解したが、ナショナル・トラストをはじめとする諸団体の保護活動は、今も活発に行なわれているのである。

（当財団文化財専門委員）
（武庫川女子大学教授）

特集 「京都の庭」(4)

庭の多様性と生活様式

□生活階層ごとに育まれた庭園の特色

京都は、1200年以上もの間、絶えることなく継続してきた世界的に見ても希有な都市です。その長い歴史の中では、様々な階層の人々が隆盛を繰り返しながら、それぞれの特色のある暮らしを育んできました。今日、生活階層は平準化の一途を辿っていますが、そのような中でも京都では、現在も歴史に裏付けられた階層ごとの特色ある文化が様々なかたちで守り続けられています。

一般的にこうした生活形態ごとの特色は、生活様式として分類されることが多く、京都では「宮家」・「寺社」・「町家」といえば馴染みがあると思われます。生活階層ごとの文化といえば、もはや現行の生活形態とは切り離され、形骸化した遺物のようですが、京都では、今もなお独特な形態と活きた風趣が保たれています。そして、それはもちろん庭園においても例外ではありません。

「宮家」・「寺社」・「町家」の庭といえば、誰でも漠然とした印象をお持ちでしょうし、具体的な姿形を想像できるかもしれません。庭を生活様式で分類するのは、庭を理解する上で手助けになる一方、固定観念が生じ庭の多様性を覆い隠してしまう可能性があります。例えば、同じ寺院の庭であっても本山の庭と塔頭や子院の庭とでは、形態が似通っていたとしても規模や性質が違いますし、同じ宗派の庭でも市中に

位置するのと山中に位置するのとでは、趣旨も風趣も違ってきます。また、成立事情から「町家」の庭よりも「宮家」の庭の方が豪華であるとしても、魅力という点においては、比較対象にはなりませんし、「宮家」の庭には、「町家」の庭のような限られた敷地規模での創意工夫はありません。

庭造りでは、それぞれの庭が造られる上で様々な生活の要請と立地を踏まえられており、いわば独特な形態は、それら諸条件が結実したものといえます。つまり生活階層ごとに生じる庭の形態の違いとは、すなわち生活環境の違いといって差し支えないでしょう。庭の個性や特質を見定める上で重要なのは、かつて庭がどのような経緯で造られてきたのか、その時代背景を踏まえるということです。今日でいうところの文化財庭園も、そもそもは生活のそばにあったものです。おそらく、それぞれの庭が、歩んできた戦乱・安定・変革といった時代の息吹を今に伝えているに違いありません。まずは、今日の私たちの常識や生活観から離れ、庭が造られた時代背景に思いをはせながら、ゆっくりと時間をかけて庭に目を慣れさせてください。そして、現在の忙がしい時間の流れから解き放たれた時、きっと庭が身近なものに感じられるでしょう。

本文では、「宮家」・「寺社」・「町家」という生活様式を通して、庭の特性を発見するための手がかりを、生活階層の構造や性質の違い及びそれらの関係性から紹介します。

□宮家の庭

一般的に「宮家」という言葉から連想される庭といえば、京都御所・仙洞御所や桂離宮・修学院離宮などではないでしょうか。これらは、訪れる人の心を奪うに十分な魅力をかね備えており、今もなお強く「宮家」の風雅を感じられる庭として不動の地位を保っています。

ところで、当然のことながら上記の庭は、かつて皇族が造営したほんの一握りしかありません。かつては、もっと多くの「宮家の庭」が存在したはずです。では、「宮家」とは一体何を指しているのかについて整理をしてみましょう。

まず、『広辞苑』によれば宮家とは「①親王・法親王・諸王及び門跡などの御家。②皇族で官号を賜った家。終戦前十四家あったが、現在は、秩父、高松、三笠、常陸の四宮家。」とあります。この定義にしたがえば、京都御所・仙洞御所は宮廷（天子・国王のいる場所。禁中。禁裏。皇室）の庭ですので、正確にいえば「宮家の庭」ではなく、さらに修学院離宮も後水尾上皇が晩年に経営した庭であるため、どちらかといえば「宮廷の庭」になります。したがって厳密にいえば「宮家の庭」は、八条宮家の別荘である桂離宮の庭だけということになります。ただし桂離宮は、「別業の庭」に類するため、宮家の生活と庭の有り様を今に伝えるものではありません。

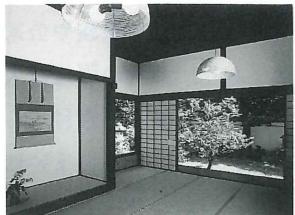
京都には、今日も引き続き経営されている公家の住まいは冷泉家しかありません。なお、冷泉家の庭は近年の建物の修繕のさいに改修されたものです。わずか百年前には、御所の周辺にはたくさん公家の邸宅が存在しました。しかし明治2年（1869）に天皇が東京に移られたのに

伴い、多くの公家たちも次々と後を追ってきました。現在の京都御苑は、かつて皇族や公家が住んだ屋敷町の遺構であり、御所の周辺は天皇の東京行幸の数年のうちに荒廃の憂き目にありました。このような状況下、宮家の住まいに造られた庭が現存するのでしょうか。

明治5年（1872）以来、5年ぶりに京都に戻られた天皇は、御所周辺の有様を憂慮され、明治10年（1877）2月に「大内保存」の御沙汰を伝えられました。これにより、現在に続く長方形の皇居区画が設定され、御所周辺の保護がはかられることになりました。今日、京都御苑は国民公園として市民の憩いの場となっていますが、その敷地内には廃絶した「宮家の庭」の幾つかが今もなお姿形を留めています。意外と知られていないこれらの庭は、もはや遺構ですが、一部整備されているものもあり、宮家の優雅さを感じ取ることができます。

さて、確かに宮家の庭は現存するのですが、残念ながらそれらは現役で存続している庭とはいえません。少し見方を変えてみましょう。冒頭に触れた「宮家」の定義を用いれば、門跡寺院や尼門跡寺院の庭が「宮家の庭」といえます。門跡寺院は皇族との結びつきがとても強く、経営され続けていることからも、最も「宮家の庭」の風趣を現在に伝えているといえるでしょう。

冷泉家の庭



冷泉家は、京都御苑の北、今出川通に南面して屋敷を構える、現存唯一の公家屋敷です。江戸開府のしばらく後、慶長11年（1606）10月、九代為満がこの地に屋敷を定めて以来、現在に至るまでこの位置が守られてきました。

天正17年（1589）に秀吉が手掛けた公家町の形成で、内裏を中心とした一画にはほとんどの公家邸宅は集められ、その境域への入口には九つの門が構えられました。冷泉家が上述の公家町に屋敷を構えたのは慶長16年（1600）と、他家よりやや遅れた時期でした。

明治維新の天皇御幸に伴い、大部分の公家が東京へ同行したことによって、その屋敷は取り壊され、公家町は事実上なくなりました。しかし殿掌として留守居役をあずかった冷泉家をはじめ、東に隣接した山科家、西の藤谷家、徳大寺家などは、しばらく公家町の面影を残していましたが、現在に至っては冷泉邸だけとなっています。（非公開）

引用・参考文献 中村利則「重要文化財 冷泉家住宅について」（発行：財団法人冷泉家時雨亭文庫）
『京都大事典』

旧九条家の庭



京都御苑の南西角、烏丸丸太町の交差点ほど近いところ、勾玉池（九条池）のほとりに九条家の遺構である、拾翠亭があります。

九条家は藤原北家の嫡流で五摂家のひとつです。平安末期、関白藤原忠通の三男で東九条の九条殿に住んだ兼実に始まるといわれています。

明治維新の天皇御幸に伴い、東京に移されるまでは、堺町御門の西北部一帯約7千坪という広大な規模を構えていたといわれています。

慶長年間には豊臣秀吉が内裏周辺に公家町を形成し、九条邸の他にも多くの公家邸が集まりました。しかし、たびたび大火が発生したことにより、幕府による延焼防止策が行われ、周辺の町家だけではなく、公家邸も配置換えして火除地が設けられました。九条家もその施策にのれず、たびたび移転をくりかえすことになりました。さらに、町家の跡地には防火用水がいくつか掘られ、九条殿の南、堺町御門の西の空き地にも溜め池が掘られていました。この池が18世紀の後半から19世紀の後半にかけて九条家の敷地に取り込まれ、庭園建築が配置されるなどして、庭が整備されていったと推測されています。

引用・参考文献 矢ヶ崎善太郎「九条家の遺構 拾翠亭」「庭園学講座 茶室と露地」
平成7年、京都芸術短期大学／京都造形芸術大学日本庭園研究センター

旧閑院宮家の庭



閑院宮家の邸宅跡は、上京区烏丸丸太町の京都御苑内にあります。閑院宮家は江戸期の四親王家のひとつで、東山天皇の皇子直仁親王を祖とする家です。宝永7年（1710）に新井白石が將軍徳川家宣に建白して創設したのが始まりとされています。

後の五代愛仁親王に後嗣がおらず、一時は絶えましたが、明治5年に伏見宮家の載仁親王により再興されました。昭和22年、春仁親王の代に皇族を離れ、閑院家となりました。現在は明治16年に宮内省支所として建てられた庭の一部には相違ありませんが、かつては更に東側に広がっていたようです。当時の姿は、明治40年の「皇宮新古合図」から伺い知ることができます。

大正2年の大正天皇御大典の大改造工事に伴う、間ノ町口周辺の苑路整備により、宮家創立以来のL字型の敷地割が変わり、園池の一部が南北に分断され、その時に東側の池が失われたままで、現在に至っています。落ち着いた佇まいは、今もかつての風格を感じさせます。（非公開）

引用・参考文献 『京都大事典』
『京都御苑閑院宮跡保存活用計画業務報告書』京都御苑管理事務所

旧近衛家の庭



近衛家は、藤原北家の嫡流であり五摂家の筆頭でした。平安末期の関白藤原忠通の長男基実に始まります。基実の長子基通は平清盛の女婿となり、その奏請により治承3年（1179）に関白・氏長者となりました。

藤原氏の嫡流は、住居にちなみ基通の近衛と兼実の九条の二流に分かれました。その後、摂政・関白に任じ、四代兼經の弟である兼平が分かれて、鷹司家をたてました。近衛家は兼經の従弟である基嗣が関白となり、その子孫が代々継いでいます。

現在の近衛邸は南北に広がる園池を中心に、北側には島を抱える嶋があり、その間に橋が渡されています。近年、大々的な植栽の手入れなどが行われることで、地割りが明確になり、創建当時の雰囲気が感じられるまでになりました。一般に見学できるようになっていますが、仕切りがされているため、中には入ることはできなくなっています。（一部公開）

引用・参考文献 『京都大事典』

大聖寺庭園 京都市指定名勝



上京区烏丸通上立売下る御所八幡町にある臨済宗の単立寺院です。尼五山の一つであり、岳松山と号しています。

足利義満が、貞治7年（1368）に出家した光嚴院妃の無相定円禪尼の安禪所として迎え、ここに居したのが大聖寺の始まりといわれています。同尼の没後、彼女の遺言で寺に改められました。

以後、正親町天皇息女の入寺後、尼寺第一位となり、光格天皇息女まで歴代内親王が入寺し、門跡寺院としています。そのなごりとして、今も御所ことばが用いられているといいます。（非公開）

引用・参考文献 『京都大事典』ほか

なぜ神社の中には見られないのでしょうか。その詳しい理由は明らかではありませんが、慶応4年（1868）の神仏分離令の発令以前は、神社の境内内にも庭が築かれていた例があります。なお、それらは併設された寺院のものだったようです。また下鴨神社には、およそ庭といえるものではありませんが、発掘調査により平安期の流路が検出されています。

神社には明らかに庭園といえる空間は見あたらないものの、その神社に仕えた神官ら（社家）の住まいには庭が造られていたようです。現在する社家の庭のうち、上賀茂神社にはかなりの数が残されています。これらの庭にはそれぞれ池が穿たれていますが、これらはどちらかといえば幅の広い造り水といったもので、溜まり水というよりは流水です。しかもその水は、己が

仕える神社の境内から流れ出た水を取り入れており、一旦敷地内に入った水は、宅地の前を流れる明神川を経由してすぐ隣宅へ注ぎ込むといった仕組みになっています。それぞれの宅地内の流水際には、必ずといって水辺に降りる小さな階段が設けられています。これは、朝、神官らが出仕する前の清めのために用いたものといいます。神社から流れ出た聖なる川を居宅に引き込み、さらにそれを清めのために用いるという、生活に密着した庭の姿がありありと見えてくるようです。

さて、寺院の生活は宗派の違いにより様々であり、思想的な側面からも、積極的に庭を造る宗派もあれば、それほど関心を示されない宗派もあります。ここで宗教思想から庭の形態を分析することは到底できませんが、例えば文化財庭園を多く抱える臨済宗の庭と浄土宗や淨土真宗の庭とを比較すれば、片や枯山水を中心として、一方は池庭を中心にするなど、漠然と趣旨の違いを感じ取ることができます。厳密に宗教思想と庭の形態との関係を分析するのは困

極楽寺庭園 京都市指定名勝



西京区桂久方町にある浄土宗の寺院です。天文18年（1549）に下桂村の地侍であった中路壱岐が称念上人を請來して一寺を建立したのに始まります。江戸時代には桂離宮を造営した智仁、智忠両親王を始めとする八条宮家代々の位牌所でもありました。以後、明治維新に至るまで、洛西における浄土宗寺院の中心的な存在でした。

現在の建物は、本堂が文政11年（1828）、書院が天保2年（1831）、庫裏が明治14年（1881）の建造であり、江戸時代の形状を残す庭園が著名な寺院です。（非公開）

引用・参考文献 『京都市の文化財』

三千院庭園 京都市指定名勝



左京区大原来迎院町にある、比叡山延暦寺の別院で天台宗の門跡寺院の一つです。江戸時代には円徳院、円融院と号し、また梶井門跡、梨本房とも呼ばれていました。寺伝では、延暦7年（788）最澄が比叡山東塔南谷の梨の木下に一字（円融院）を建立したのが始まりとされています。

大治5年（1130）に堀川天皇の皇子最雲法親王が円徳院の門主となって以来、江戸時代末期まで妙法院や青蓮院とともに、天台三門跡の座主が任せられた寺院です。

引用・参考文献 『京都大事典』ほか

難ですが、庭の多様性を探るという側面では、これから的研究が待たれます。

また寺院と権力との結びつきという点に着目するのも興味深いところです。例えば、醍醐寺三宝院庭園では、豊臣秀吉が縄張りを行ったといわれ、一方、西本願寺の滴翠園庭園は、聚楽第から飛雲閣という建物を移設した際にその園地として造られたと言い伝えられています。ここには、今日の私たちが思い描いている生活様式とは異なる、入り交じった生活階層のやりとりがみられます。

前項にて述べたように、門跡寺院や尼門跡寺院に着目すれば、寺院の庭は更に広がりをみせます。例えば、江戸時代初期の京都では、後陽成、後水尾をはじめとする天皇の連枝・子女が門跡・尼門跡となった寺院が多数にのぼり、また開創されています。こうした門跡・尼門跡の存在が後水尾を中心とする宮廷文化（寛永文化）を特色づけたという事実からいっても、宮廷や宮家と寺院との間の親密な関係が、庭において影響を及ぼしていたことを想像させます。

仁和寺庭園 京都市指定名勝



右京区御室大内町にある真言宗御室派の総本山です。旧御室御所として国の史跡に指定され、平成6年（1994）には世界文化遺産（古都京都の文化財）にも登録されました。

仁和2年（886）光孝天皇が伽藍建立を発願したが同3年に崩御したために、次の宇多天皇がその意志を継ぎ、翌同4年に完成しました。以後、代々皇族をもって継がれ、門跡寺院として洛中諸寺院中でも重きをなす寺院となりました。

また、境内には御室の桜と呼ばれる里桜があり、桜の名所としても有名です。

引用・参考文献 『京都大事典』ほか

立本寺庭園 京都市指定名勝



上京区七本松通仁和寺街道上の一番町にある日蓮宗の本山です。元亨元年（1321）に日像が四条櫛笥（現中京区）に創建した妙顕寺に始まります。

応永20年（1413）妙顕寺が破壊された後、同23年に日実（五世月明の弟子）らが四条櫛笥に再興した本応寺と五世月明が帰洛し再建した本寺（現在の妙顕寺）に分立し、本応寺が後に改称し立本寺となりました。

豪商佐野紹益一族の墓や、吉野太夫の墓、石田三成の将、島左近の墓などがあることでも著名な寺院です。（非公開）

引用・参考文献 『京都市の文化財』

壬生寺庭園 京都市指定名勝



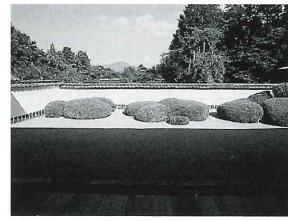
中京区壬生柳ノ宮町にある律宗の寺院です。地蔵院や宝幢三昧寺などとも呼ばれていました。正暦2年（991）に圓城寺の快賢が創建しました。

壬生寺では、例年4月21日より29日まで大念仏狂言（壬生狂言）が行われることで著名です。壬生狂言は現在、国の重要無形民俗文化財に指定されています。これは、壬生寺を大いに復興された円覚上人が始めた正安2年（1300）に、悪疫駆除のために行われた融通大念仏会が起源であると伝えられています。

また、2月の節分会や10月連休の時にも演じられます。（庭園は非公開）

引用・参考文献 『京都大事典』ほか

正伝寺庭園 京都市指定名勝



北区西賀茂鎮守庵町にある臨済宗南禅寺派の寺院です。文永5年（1268）に東巖慧安が聖護院役僧静成の帰依をうけ、師元庵普寧を開山として一条今出川に創建したのが始まりとされています。

のち、比叡山衆徒により破壊されました。弘安5年（1282）に賀茂の祠官森経久の援助で現在地に再興されました。また、応仁・文明の戦火においても焼失しましたが、豊臣秀吉や徳川家康の援助のもとで再興し、一時は塔頭七院もあるほどの大きな寺院でした。

また、本堂（方丈）は寛永年間（1624～1644）に伏見城の殿舎を移築したと伝えられており、その広縁の天井は、伏見城落城の際の血痕がこる廊下板を用いたといわれ、血天井と呼ばれています。

引用・参考文献 『京都大事典』ほか

本妙院庭園 京都市指定名勝



本妙院は上京区寺ノ内大宮東入妙蓮寺前町にある寺院です。同寺は本門法華宗の大本山である妙蓮寺の塔頭です。妙蓮寺は永仁三年（1295）に日像が酒屋柳屋中興氏の帰依を得て、下京区五条西洞院に開創したのが始まりです。その後、四条綾小路・大宮元誓願寺通に移り、天正15年（1587）に現在地へ移転しました。天明8年（1788）に洛中の大火で本妙院ほか、塔頭の建物のほとんどが焼失しました。その後の再建で塔頭の配置は変動し、現在本妙院が建っている位置は、寿命院の跡地であることが古絵図から判明しています。

天明8年の大火により記録が少ないですが、江戸時代の著名な作庭家の関与が考えられる庭を持つ貴重な寺院です。
(非公開)

引用・参考文献 『京都市の文化財』

岩佐家庭園 京都市指定名勝



岩佐家は、上賀茂社家十六流れのうち「氏」の流に属しています。京都市指定の庭園の苑池は、明神川南側沿いの社家庭園と同様、明神川支流から流水を取り入れ、再び川に戻すという、この地域の社家庭園特有の水利用形式を採用しています。但し、この苑池は東側から流水を導入しているという点が、特徴的です。

また、社家の庭園は、園池を水垢離の場として用いていたとされ、この庭園も座敷から飛石伝いに池畔の平石まで降りられるように築かれていることから、実際にその利用があったものと推測されます。さらに、かつては三宝を備えるために用いられた

という天端の平らな石も残っています。庭園は、建造物と一体のものとして江戸時代から比較的良好に保存されており貴重といえます。(非公開)

引用・参考文献 『京都市の文化財』

西村家庭園 京都市指定名勝



明神川の南岸にある西村家は、上賀茂神社の社家であった錦部家の旧宅であり、その庭園は京都市指定の名勝となっています。

庭園の西側片隅に位置する深さ1m余りの石組みに囲まれた円形のくぼみは、水垢離の場として用いられたものとみられ、この庭園の特徴の一つとなっています。さらに、上賀茂神社の御神体山である神山の降臨石をかたどったといわれる石組も、社家の庭園らしさを如実にあらわしています。

西村家の庭は、造営年代など沿革に不明な点はあるものの、上賀茂の社家ならではの意匠をもつものとして貴重といえます。

引用・参考文献 『京都市の文化財』

下鴨社家鴨脚家の庭 いちょう



現在も下鴨の地に居する唯一の下鴨神社の社家です。鴨脚家は、祝家として代々賀茂社に出仕しました。祝とは、神に仕えるのを職とする者をいい、普通には権利の次位で祭祀などに従事した人のことを指します。近世中期以降は、地下人として御所へも出仕されました。

【社家】
社家とは、世襲神職の家柄であり社司家ともいわれます。これは中世以降の名称で、京都では吉田神社の卜部家、石清水八幡宮の紀氏、稻荷神社の秦・荷田氏ら、賀茂社

の鴨脚家・梨木・松下氏らがあります。かつては、そのほか一般的の神社にもあったといいます。

明治4年5月、太政官布告をもって社家は廃止されました。が、旧社家の家柄は世襲が存続しました。(非公開)

引用・参考文献 『京都大事典』

□町家の庭

庭造りには、まず造る時点で多くの投資と、さらにその安定した経営に当たっては、庭造りにかかる費用に匹敵する、またはそれ以上の維持管理のための費用を必要とします。したがって文化財庭園の存在は、その施主の経済基盤が相当しっかりしていたのとともに、施主には庭園を維持するための相当の覚悟があったことが知られます。

京都では、応仁の乱のあたりを境に、町衆と呼ばれる庶民階級に力が付いてくるにしたがって、造り込まれた庭が庶民の間でも造られるようになります。

なお、町家の庭といえば、ウナギの寝床といわれる立て込んだ敷地の中に建てられた建物に付帯するものですが、町衆の庭といえば、茶の湯の千家の庭も対象になります。茶の湯の庭はともかく町家の庭は、宮廷や寺院の庭のように、造られた経緯やその後の変遷などが知られていません。町家の庭の学術研究は、建築学や民俗学の分野でなされているものの、町衆の暮らしに密接した日記や工事見積もりなどの資料に基づいた、庭園学による研究が待たれます。

町家では、小さな庭をいくつも内包しつつ、明から暗へ、そして暗から明へと部屋の展開がはかれています。このような明暗の変化は、部屋と部屋との間に、間仕切りだけでは実現できないメリハリをつけるとともに、限られた敷地を広く感じさせるという効果を生みます。明暗

の取り扱いにより、人の空間知覚に錯覚を与えるという効果は、町家の庭に限らず、庭造りにおいて広く用いられています。ただし、町家の庭における明暗の取り扱いは、散在する坪庭と家屋との関係やより細やかな樹木の手入れを必要とする点で特殊といえます。

町家の造りは、いわば積層的であり、「坪庭」と称する小さな庭が、間口が狭く奥行きが深い敷地内に散在します。これは町家の間口が狭いという敷地の制約から、生活の場を奥へとばかりしていかざるを得ないための工夫によるものであり、その中で庭は、採光や通風・換気といった生活の快適性において大切な役割を担っています。さらに、外部から遮られ余剰が少ないと立地条件の中に樹木を植えることで、天候の変化や季節の移ろいを感じさせてくれます。

坪庭に植えられる樹木は、落葉広葉樹のように葉を大きく茂らせるような種類のものは避けられます。マツなど主木となる樹木をのぞいては、日当たりや風当たりの好ましくない環境でも生育できる草木が選ばれています。例えば、町家にて好んで用いられるモッコク・アセビ・アオキなどは、山の暗がりに自生する樹種です。これらは、生命力はもちろん、枝振り、剪定にあたっての耐性など、様々な側面における適正により採用されているようです。庭内の日当たりや風当たりに対する配慮として、「透かし」や「葉むしり」といった繊細な手入れが行われています。

巽家の庭



巽家は、上京区上立売通淨福寺という、いわゆる西陣の真ん中に店と住まいがあります。今まで古い佇まいを残す町家の多くが、代々の商いを続けられていない中、巽家は同じ仕事を続けながら往時の姿を忠実に残している数少ない町家です。

この家の間取りは、まず玄関が商いの間となっており、一つ戸をくぐるところに大きな井戸が見え、そこはかつての台所です。その北側には、大正14年（1925）に増築された座敷が東西に2つ続いています。

座敷には当主の机が置かれ、応接室となっています。商談に来た人、あるいは客人はここで腰を落ち着けて、東側に前庭を臨み、西側奥に床の間の座敷、さらにその奥に中庭を望むことができます。生活と商用が融和していなければ醸成することのない、得も言われぬような風趣が心地よい庭です。（非公開）

引用・参考文献 『京都町家色と光と風のデザイン』（平成11年、講談社）

大橋家庭園 京都市登録名勝



大橋仁兵衛は、草津浜で鮮魚の元請業を営んでいた人です。仁兵衛は大正2年（1913）に引退し、伏見稻荷神社にほど近い落ち着いた所に隠居屋敷を構えました。その屋敷内に造営されたのが京都市の名勝に指定されている庭園で、苔涼亭と称されています。庭をつくる際には彼自身も深く関与し、親交のあった小川治兵衛によく相談したと伝えられています。（非公開）

引用・参考文献 『京都市の文化財』
(了)

文：今江秀史（京都市文化市民局文化財保護課技師）

（本稿は、文化財企画展「京都の庭」（平成15年）
1月開催、於：京都芸術センター）における展示
解説文を転用・修正し、掲載したものである。）

—御礼—

足かけ2年間にわたって、長く拙い文章にお付き合い下さいまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。本文を通して、末永く庭園に親しんでいただければ幸いです。（筆者）

参考文献

- 中村一「宮廷の庭」
- 『庭園学講座Ⅸ 宮廷の庭』平成14年、京都造形芸術大学、日本庭園研究センター
- 『京都の社寺』
- 平成15年、京都府文化財保護基金編、淡交社
- 日向進『近世京都の町・町家・町家大工』
- 平成10年、思文閣出版

補足

本誌No.86に掲載された「京都の庭」（2）のP.4右の1行目において「また第4回で触れますが、」とあるのは、編集の都合上で第3回（「京都の庭」3）の中に記述しました。

役員の異動

- | |
|----------|
| 評議員 長尾 真 |
| 〃 加藤 盛司 |
| 〃 武野 以徳 |
| 〃 西郊 良光 |
| 〃 大林 芳郎 |
| 〃 古沢熙一郎 |
| 〃 中野 豊士 |
| 〃 鈴木 孝男 |
| 〃 佐土 洋子 |

長年にわたり当財団の副理事長にご就任いただいておりました坂上守男様のご逝去によりまして、後任の副理事長に野村栄太郎株式会社京都新聞社相談役が就任されました。又、団体等の代表者の交替並びに新任者の就任に伴い、下記のとおり新役員が選任されました。

新任役員（敬称略・順不同）

副理事長 野村栄太郎（株式会社京都新聞社相談役）

常任理事 野村 明雄（大阪商工会議所会頭）

〃 太田 敏郎（神戸商工会議所会頭代行）

理 事 久保 省二（京都市会副議長）

〃 菅原 信海（財団法人京都古文化保存協会理事長）

〃 中村 徹（社団法人日本観光協会会長）

〃 角 和夫（阪急電鉄株式会社社長）

〃 柏原 康夫（株式会社京都銀行頭取）

評議員 尾池 和夫（京都大学総長）

〃 西脇 尚一（京都市会文教委員長）

〃 不二川公勝（浄土真宗本願寺派総長）

〃 菅原 信海（妙法院代表役員）

〃 大林 剛郎（株式会社大林組会長）

〃 田辺 和夫（中央三井信託銀行株式会社社長）

〃 内海 曜郎（三菱信託銀行株式会社会長）

〃 田中 勲

（社団法人日本自動車工業会理事・事務局長）

〃 奥田 末子（京都市地域女性連合会常任委員）

退任役員（敬称略・順不同）

常任理事 田代 和

〃 大庭 浩

理 事 谷口 弘昌

〃 九條 道弘

〃 梶本 保邦

〃 植田 紳爾

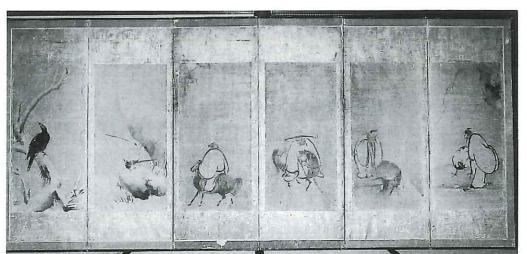
〃 秋元 満

平成16年度
文化観光資源保護事業助成

文化観光資源保護事業に対する助成について、平成16年度も四大行事をはじめとする伝統行事芸能保存執行団体並びに文化財所有者・管理者から延べ79件の申請がありました。内訳は、四大行事の保存執行の23件をはじめ、伝統行事芸能の保存執行が40件、文化観光資源保護事業が16件となっています。

主なものとしては、祇園祭長刀鉾の鉢車輪修理や靈洞院（東山区）の「唐人物花鳥押絵貼」六曲一隻屏風修理、觀音寺（上京区）の鐘樓屋根瓦葺替工事等の申請がありました。

助成金は、当財団の文化財専門委員会において申請された対象について審議し、選定したのちに理事会において助成額を確定し交付することになっています。



靈洞院（東山区）「唐人物花鳥押絵貼」
六曲一隻屏風修理



観音寺
(上京区)
鐘楼屋根瓦
葺替工事

**会員限定企画事業
「京都の庭」非公開庭園
特別鑑賞のご案内**

今回、会員限定の企画事業として、これまで文化財企画展及び当会報等において取り上げてきました「京都の庭」をテーマに、非公開庭園の特別鑑賞事業を下記により実施します。

参加ご希望の方は事前申し込み制となりますので、同封のはがきで下記要領にてお申込下さい。

I. 数寄屋建築の茶苑「四君子苑」特別公開

◇日 時：平成16年11月3日(水・祝)・4日(木)
午前11時～午後4時

◇内 容：非公開の北村美術館「四君子苑」
(上京区)の庭園や茶室などと美術館秋の特別展を案内のとともに特別にご覧いただきます。(表紙写真掲載)

◇定 員：200名

II. 「織寶苑庭園」夜の特別公開

◇日 時：平成16年11月13日(土)・14日(日)・
20日(土)・21日(日)・23日(火・祝)・
27日(土)・28日(日)
午後5時～8時

◇内 容：ライトアップされた鮮やかに色づく夜の「織寶苑庭園」(左京区)をご覧頂きます。

◇定 員：300名

III. 近代の名庭「有芳園庭園」を訪ねて

◇日 時：平成16年11月27日(土)
午後1時～午後3時

◇内 容：東山を借景とした非公開「有芳園」(左京区)の庭園や建築及び歴史展示館を案内のとともに特別にご鑑賞いただきます。

◇定 員：50名

申込資格：財団募金協力者(会員本人1名に限る)

見 学 料：無料

申込方法：同封のはがきにて、参加ご希望の事業名(Iの事業については希望日があればその日にち)・郵便番号・住所・氏名・会員番号(当会報送付時の宛名ラベルに記載しています)・電話番号を明記してお申込下さい。

申込締切：10月20日(水) 必着

※それぞれ申込多数の場合は抽選とさせていただき、当選者の方のみに案内はがきを10月下旬に発送致しますのでご了承下さい。

「織寶苑庭園」秋の特別公開

東山連峰を借景とした紅葉もひとときわ美しく鮮やかな織寶苑庭園の秋の特別公開を実施します。

◇日 時：平成16年11月4日(木)～28日(日)
但し、毎月曜日は休み。

午前10時～午後4時(受付3時30分まで)

◇見学料：600円(中学生以上)

※会員の皆様は、見学料を300円に優待させていただきます。同封しております優待券をご持参下さい。

京の文化財探訪

**紅葉の尼門跡寺院
「靈鑑寺」の文化財を訪ねて**

紅葉の庭園を回遊しながら、文化財や御所人形等の寺宝を見学していただきます。

◇日 時：平成16年11月20日(土)～24日(水)
午前10時～午後4時(受付3時30分まで)

◇所在地：左京区鹿ヶ谷

「廣誠院」の文化財を訪ねて

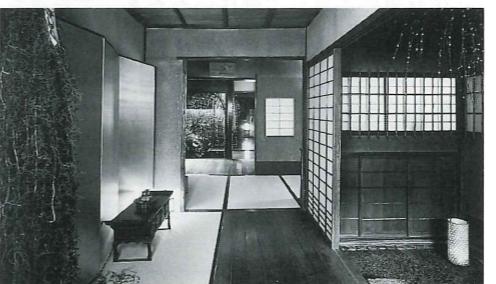
昨年、京都市指定文化財建造物と名勝に同時に指定された廣誠院の文化財の特別公開を実施します。

◇日 時：平成16年12月4日(土)・5日(日)
午前10時～午後4時(受付3時30分まで)

◇所在地：中京区河原町通二条下ル東入ル一之船町

※会員の皆様には、追って案内状をご送付させていただきます。

**2005年版京の文化財カレンダー
「京都の近代和風建築
—国登録有形文化財を中心に—」**



毎年、京都の文化財をテーマに作成しています当財団のオリジナルカレンダーを、2005年版は「京都の近代和風建築」をテーマに発行いたします。会員の皆様でご希望の方は、下記の要領でお申込下さい。

◇規 格：B3サイズ・8枚もの
(表紙・解説含む)

◇内 容：1・2月 僧屋旅館
3・4月 大河内山荘
5・6月 北村美術館四君子苑
7・8月 大雲院書院
(旧大倉家京都別邸)
9・10月 河井寛次郎記念館
(旧河井寛次郎邸)
11・12月 白河院(旧下村忠兵衛邸)

◇申込方法：文化財カレンダー希望、郵便番号、住所、氏名(法人の場合は、法人の名前と代表者名)、電話番号、会員番号(当会報送付時の宛名ラベルに記載しています)、を記入し、郵送料290円分の切手を同封のうえ封書でお申込下さい。

※なお、特別会員の皆様も上記と同様にお申込み下さい。

◇申込期限：12月1日(水) 必着

◇申込先：京都市左京区岡崎最勝寺町13
京都会館内(〒606-8342)
(財)京都市文化観光資源保護財団

2005年版文化財カレンダー係 宛

注・申込資格は、当財団会員に限ります。

・申込部数は、法人個人ともに1部とさせていただきます。

・カレンダーの発送は、11月下旬より順次送付します。

・なお、会員以外の方や、会員の方で2部以上をご希望の方は、実費頒布を行ないますので当財団事務局までお問い合わせ下さい。

**財団設立35周年記念
第35回「京の郷土芸能まつり」
—都の賑わい 祭り まつり—**

京都市域の伝統芸能の保存と継承への理解を深めていただくために毎年開催しています「京

の郷土芸能まつり」。本年度は、第35回記念公演特別企画としまして「京の四季」をテーマに、京都の四季折々に演じられる4団体の芸能に加え、京都府と小京都の芸能の特別出演を加えての、華やかな舞台をご覧頂きます。

◇日 時：平成17年3月6日(日)

開場13:30 開演14:00

◇会場：京都会館第1ホール

(京都市左京区岡崎)

◇出演芸能：京都市の芸能「斬始め」と「木遣

音頭」、「壬生大念仏狂言」、「小山
郷六斎念仏」、「八瀬赦免地踊」

京都府の芸能「和知人形淨瑠璃」

小京都の芸能「未定」

◇入場料：2,000円

※財団会員の方は、料金を1,500円に割引させていただきます。(但し、お一人様2枚まで)ご希望の方は、当財団事務局までお申出ください。

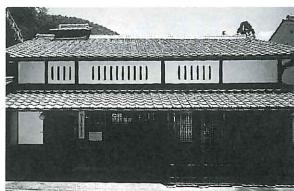
刊行物のご案内

京都市が新たに指定・登録しました文化財と、併せて国登録有形文化財を紹介しました「京都市の文化財—第22集—」(B5・40ページ)が京都市より発行されました。

ご希望の方は、600円(送料別)で頒布していますので、当財団事務局までお申込下さい。

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館

当財団では、京都の伝統的建造物群保存地区の一つである京都市右京区嵯峨鳥居本に開設された「京都市嵯峨鳥居本町並み保存館」の管理



運営を、京都市から委託を受けております。

保存館は、明治初期に建てられた

民家を復元整備したもので、内部には京都の町並み保存の写真パネルや嵯峨鳥居本のかつての景観や茅葺き民家の精巧な模型なども展示しています。

嵯峨鳥居本を訪れた人達がくつろいだ気分を味わえる場所として大変好評です。まだお越しでない方は、一度お立ち寄り下さい。

・所在地 京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町8番地

TEL 075-864-2406

・休館日 月曜日(祝日・振替休日のときは翌日)

12月26日～1月6日

・開館時間 午前10時～午後4時

・入館料 無料

・交通案内

JR嵯峨野線「嵯峨嵐山駅」徒歩約30分

京都市営バス「嵯峨駅迦陵前」下車徒歩約20分

京都バス「鳥居本」下車徒歩約3分

編集後記



□当財団も本年で設立35周年を迎えました。事務局では、厳しい経済環境の中ではありますがこれまで築いてきました基盤をもとに、今後なお一層皆様のご期待に添えるよう努めていきたいと存じます。今後とも財団の更なる発展に皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

□本号では、設立当初から長年にわたり当財団の文化財専門委員にご就任いただき、ご指導をいただいております森谷専久武庫川女子大学教授から特別にご寄稿を寄せいただきました。文中にありましたイギリスのナショナルトラストの活動を目標に“日本のこころのふるさとである京都”的文化遺産を守るために、一人でも多くの方々に当財団の活動への参加、協力を呼びかけていきたいと思います。

会報 No.88

2004.10.1

会報題字／理事長 上山善紀

会報表紙／北村美術館四君子苑玄関庭

撮影 神崎順一

編集・発行／財団法人京都市文化観光資源保護財団

京都市左京区岡崎最勝寺町京都会館内

〒606-8342 TEL 075(752)0235

FAX 075(752)0236